

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に係わる事項

別紙「勤務時間帯別の看護職員及び看護補助者数」のとおり、各病棟に看護職員・看護補助者を配置しております。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に係わる事項

入院時に医師を始めとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書の発行に係わる事項

個別の診療報酬の算定項目の名称及び、その点数を記載した明細書を無料で交付しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご希望をお申し出ください。

4. 保険外併用療養費制度に係わる事項

1) 特別療養環境室

別紙「差額室料」をご参照ください。

2) 入院期間が180日を超える場合

一般病棟(4階、5階)では、入院期間が180日を超えた患者様には選定療養費として、1日につき、2,350円を保険診療一部負担金の他に、お支払いいただきます。

5. 保険外負担に係わる事項

別紙「自費項目一覧／文書料金一覧」のとおり、使用に応じ自費で負担していただきます。

6. 長期収載品の選定療養

長期収載品とは、既に特許が切れている、もしくは再審査期間が終了しており、後発医薬品(ジェネリック医薬品)が発売されている医薬品を指します。長期収載品を選択される場合、差額の一部を徴収させていただきます。

7. 厚生労働省が定める手術件数

別紙「厚生労働省が定める手術件数」をご参照ください。

8. 関東信越厚生局へ以下の届出を行っております

1) 入院時食事療養 I

当院の食事は、管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食は18時以降)・適温で提供されます。また、基準を満たした各階設置の食堂で食事を提供しています。

2) 基本診療料、特掲診療料

別紙「施設基準一覧」とおり届出を行っております。

9. 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しており、取得した診療情報・薬剤情報を活用して診療を行い、質の高い診療を提供できるよう取り組んでおります。正確な情報の取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

10. 医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX を推進して、質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- ・ オンライン資格認証確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・ マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

11. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)・バイオ後続品の積極的使用<後発医薬品使用体制加算>

当院は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)・バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。効果や安全性は先発医薬品・先行バイオ医薬品と同等であることが証明されたものが、厚生労働省によって承認されています。医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況により、状況により薬剤が変更となる可能性がございますが、変更時には患者様にご説明しています

※「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」とは

新薬(先発医薬品)特許期限の終了後より、安価での販売が可能となった新薬と同じ効能・効果を持つ医薬品です。

※「バイオ後続品(バイオシミラー)」とは

国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です

12. 栄養サポートチーム(NST)による栄養管理支援<栄養サポートチーム加算>

「栄養サポートチーム(NST)」とは、専門的な知識を有する様々な職種の職員が入院患者様の栄養面をサポートするチームです。患者様の状態を把握し、一人ひとりに適した栄養管理が行えるよう活動しています。

1) 活動目的

- ・ 患者様の状態に適した栄養管理を行い、栄養状態の改善を目指します。
- ・ 栄養状態を改善することで、感染症や褥瘡(床ずれ)を予防します。

2) 主な活動内容

- ・ 医師、歯科医師、看護師、薬剤科、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、臨床検査技師等で構成されたチームで活動する。
- ・ 主治医の指示のもと、患者様に適した栄養摂取方法を検討する。
- ・ 口から食物を食べることを目標に、栄養状態の改善を目的とした経腸栄養の実施。
- ・ 血液検査や身体測定等による栄養状態の評価、栄養治療計画の見直し。 など

13.<一般名処方加算>

後発医薬品があるお薬は、後発品の使用促進と医薬品の安定供給のため、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合があります。

14.<下肢末梢動脈疾患指導管理加算>

当院は、下肢末梢動脈疾患指導管理にかかる専門的な治療体制が整っております。循環器内科、血管外科、整形外科、皮膚科で連携して診療させていただきます。

15. <外来腫瘍化学療法診療料>

当院は「外来腫瘍化学療法診療料1」を算定しています。

- ・ 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者様から電話等による緊急なご相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- ・ 化学療法委員会で実施される化学療法のレジメン(医療内容)の妥当性を評価し、承認しています。

16. 禁煙外来<ニコチン依存症管理料>

当院では、ニコチン依存症管理料を届出しており、禁煙のための治療的サポートをする「禁煙外来」の診療を行っています。当院敷地内は全面禁煙となっておりますので、ご協力をお願い致します。

17. 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に関する取組事項

医師・看護職員・医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

I. 勤務医の負担軽減及び処遇改善について

1) 他職種との業務分担

①初診時の予診の実施／②看護師による静脈採血等の実施検査等に関する手順の説明／③入院時の説明／④検査等に関する手順の説明／⑤薬剤師による処方の管理・服薬指導／⑥医師事務作業補助者の配置(診断書等文書作成、診療録代行入力)

2) 労働時間短縮に向けた取り組み

①地域の保険医療機関との連携強化／②連続当直を行わない勤務シフト／③予定手術前日の当直に対する配慮／④特定の個人に業務負担が集中しないように配慮した勤務体系

II. 看護職員の負担軽減及び処遇改善について

1) 他職種との業務分担

①注射薬の準備・混注・持参薬の管理／②リハビリ患者の送迎と移乗・介助・ポジショニングの指導・助言／③検体容器の準備と回収／④医療機器の準備及び装着補助／⑤看護補助者(アシスタント、看護クラーク)の配置

2) 勤務状況に対する配慮

①週平均 40 時間以内の勤務／②2交代夜勤における仮眠2時間を含む休憩時間の確保／③3交代夜勤におけるノー残業(業務量の調整)

III. 医療従事者の処遇の改善

1) 24 時間 365 日体制の院内保育所設置

2) 産前産後・育児休暇制度の充実

3) 日常常勤制度

4) 多様な勤務形態の導入